

# 統一地方選挙、迫る。

福岡県知事・県議会議員と町議会議員の任期は4月で満了します。これに伴う選挙の投票日が、県知事・県議会議員が4月7日、町議会議員は4月21日に決まりました。

●問い合わせ 水巻町選挙管理委員会 ☎201局4321番

**4月7日(日)**  
県知事・県議会議員  
選挙投票日

**4月21日(日)**  
町議会議員  
選挙投票日

## 今回の選挙で投票できる人

【県知事・県議会議員選挙】

●対象 平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月28日以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

※平成31年3月5日以降に町内転居の届出をした人は、転居前の住所の投票所で投票してください。

※県内のほかの市町村に住所を移した人で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、転出前の市町村で投票することができます。ただし、この場合、「引き続き県内に住所を有する証明書」が必要となります。この証明書は、県内のいずれの市町村に対しても申請できます。詳細は

しくは近くの市町村役場（市民課や住民課）に問い合わせてください。

【町議会議員選挙】

●対象 平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月15日以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

※平成31年4月6日以降に町内転居の届出をした人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

## 点字投票・代理投票

目の不自由な人は「点字投票」ができます。

また、体が不自由などの理由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」

ができます。投票の秘密は固く守りますので、希望する人は、係に申し出てください。

## 病院や施設に入所している人は不在者投票ができます

指定病院・指定施設に入院・入所中の人は、病院や施設で不在者投票ができます。

また、長期出張などで投票日に投票できない人も滞在地で不在者投票ができます。詳しくは病院や施設、水巻町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

## 不在者投票受付期間

●県知事選挙 4月6日(土)まで  
●県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)  
●町議会議員選挙 4月17日(水)～20日(土)

## 期日前投票が始まります

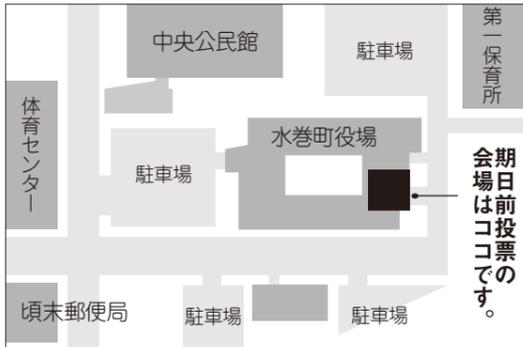
仕事や旅行、外出、入院などで投票日に投票できない人は、期日前投票をすることができます。入場券を持って役場101会議室へ来てください。

## 【期日前投票受付期間】

●県知事選挙 4月6日(土)まで  
●県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)  
●町議会議員選挙 4月17日(水)～20日(土)  
●受付時間 午前8時30分～午後8時  
※投票日近くになると期日前投票所は大変混雑します。投票は早めに済ませましょう。  
※県知事・県議会議員の両方を一度に投票する場合は、3月30日

(土)～4月6日(土)に来てください。

●期日前投票場所 水巻町役場1階101会議室



## 郵便での不在者投票は、証明書が必要です。

### 郵便投票のできる人の範囲

#### 1. 身体障がい者

障がい	両下肢・体幹移動機能	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	免疫・肝臓
1級	○	○	○
2級	○		○
3級		○	○

#### 2. 戦傷病者

障がい	両下肢・体幹	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
特別項症	○	○
第1項症	○	○
第2項症	○	○
第3項症		○

#### 3. 介護保険被保険者証をもつ人 要介護状態区分等の欄に要介護5の記載がある人

郵便投票のできる人の範囲(上記)に該当する人で、投票所に行くことができない人は郵便での不在者投票ができます。

郵便投票をするには、前もって証明書の交付を受けておかなければなりません。事前に水巻町選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、不在者投票用紙などは県知事・県議会議員選挙は4月3日(水)、町議会議員選挙は4月17日(水)までに請求してください。

### 【代理記載制度を利用できる人】

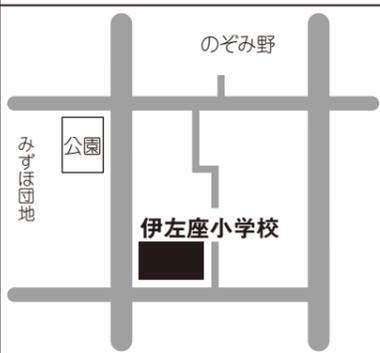
上記の郵便投票ができる人で、身体障害者手帳の上肢、視覚の障がい程度が1級の人、または戦傷病者手帳の上肢、視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までの人。



## 投票 ここがあなたの投票所です。

### 第1投票所

●伊左座小学校講堂  
伊左座、立屋敷、二東、二西、下二東、下二西



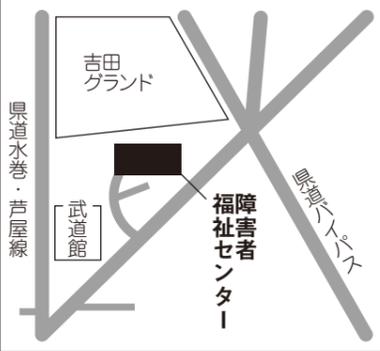
### 第2投票所

●高齢者福祉センター(サクラほーる)  
吉田東2丁目13番1～11号、吉田東3丁目3番1～24号、吉田東3丁目4番、吉田東4丁目、吉田東5丁目、吉田西3丁目5番～22番、吉田西4丁目、吉田西5丁目、吉田団地、吉田南



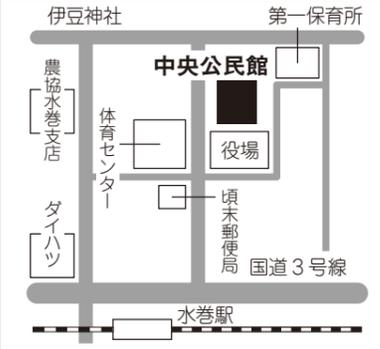
### 第3投票所

●障害者福祉センター  
頃末南3丁目10番11・12号、頃末南3丁目28番・33番、美吉野、宮尾台、鯉口、吉田東1丁目、吉田東2丁目(13番1～11号を除く)、吉田東3丁目1・2番、吉田東3丁目3番25～45号、吉田西1丁目、吉田西2丁目、吉田西3丁目(5～22番を除く)



### 第4投票所

●中央公民館  
頃末北、杵(2丁目8番12・14号を除く)、高尾、中央、頃末南(3丁目10番11・12号、28番、33番を除く)、緑ヶ丘



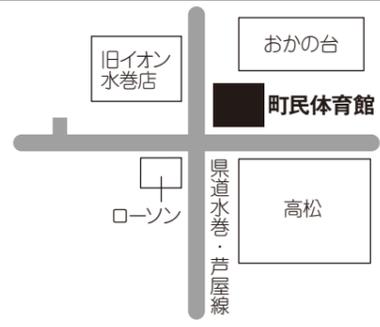
### 第5投票所

●第二保育所  
杵2丁目8番12・14号、古賀、梅ノ木団地



### 第6投票所

●町民体育館  
高松、おかの台、樋口東



### 第7投票所

●猪熊小学校講堂  
猪熊、樋口

